

Ⅱ 「よこすか子育て支援計画実施計画」(後期計画)の策定について

1 策定の趣旨

平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」により、市町村、都道府県、一般事業主及び特定事業主(国および地方公共団体の機関)は平成17年度から10年間、集中的・計画的な取組を推進するため、それぞれ5年を1期とする具体的な行動計画の策定が義務づけられている。

本市においては、平成17年度から21年度までを計画期間とする「よこすか子育て支援計画実施計画」を策定し、地域における子育て支援、保育や子育てに適した生活環境の確保等にかかる事業量の数値目標を定めるとともに、計画に基づくさまざまな施策・事業を推進しているが、同計画が平成21年度をもって期間満了となることから、その後期計画を策定する。(平成21年度中に策定)

2 計画の期間

平成22年度から平成26年度まで(5年間)

3 計画策定体制

横須賀市児童福祉審議会に計画策定検討部会を設置する。

(委員構成)

市民公募委員、福祉関係者、学識経験者、医療関係者、事業主等 12名

4 ニーズ調査

サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、サービスの量及び質的なニーズを推計するため、サービス利用者に対するニーズ調査を実施する。

(調査対象) 市内在住の子育て中の保護者 4,000人

(就学前児童の保護者 2,000人
小学校児童の保護者 2,000人)

*住民基本台帳を用いた無作為抽出

(調査時期) 平成20年11月(予定)

(調査方法) 郵送調査

5 スケジュール

【平成 20 年度】 10 月	児童福祉審議会へ諮問 計画策定検討部会の設置 (平成 20 年度は 2 回開催予定)
11 月	ニーズ調査の実施
【平成 21 年度】	中間答申 パブリックコメント 最終答申 行動計画決定

Ⅲ 横須賀市療育相談センターの運営状況について

1 業務内容

【通園部門】

(1) 知的障害児通園施設としての事業

ア 定員 50名(保育士・児童指導員配置基準3:1)

イ 対象児 学齢前の知的障害児及び自閉症等の発達障害児

(2) 肢体不自由児通園施設としての事業

ア 定員 40名(保育士・児童指導員配置基準2:1)

イ 対象児 学齢前の肢体不自由児及び重複障害児

ウ 提供サービス内容(知的障害児通園施設および肢体不自由児通園施設共通)

・日常生活訓練、社会適応訓練、給食、行事、家庭訪問、健康管理、相談等の実施

【診療所部門】

(3) 診療所としての事業

乳幼児期から発達に遅れや障害がある児童を対象に診断、治療、検査、医療相談、機能訓練等を行ない、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりのための支援を行う。

【地域生活支援部門】

(4) その他の事業

乳幼児期から発達に遅れや障害がある児童を対象に、ソーシャルワーカー、保育士を中心として、療育相談、教室運営、巡回相談、地域支援、他機関との連携等ライフステージに沿った支援を行う。

【管理部門】

(5) 管理

センターの事業運営、施設管理、施設利用収入(施設給付費、施設医療費)の請求及び受領事務並びに利用者負担金の徴収等。